

防防調第1204号
16. 2. 13
改正 防防調第9848号
21. 8. 21
防官文(事)第18号
27. 10. 1

長官官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官
殿

事務次官

市ヶ谷地区内秘密保全体制の強化方策について（通達）

標記について、市ヶ谷地区内の各庁舎においては、防衛庁の中核組織として秘密文書等の重要な資料を取り扱っているところであり、高度の秘密保全措置が求められているところである。今般、昨今の情勢変化に伴い、防衛庁・自衛隊の重要な任務が増加してきている現状にかんがみ、秘密保全に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第102号。以下「訓令」という。）等の各規定に従って実施される管理措置に加え、そのような中核組織である市ヶ谷地区内の秘密保全体制を強化するため、当面の措置として、市ヶ谷地区内に限り、下記の方策を実施することとされたので通達する。

記

1 秘密文書等への赤色調の用紙の使用

市ヶ谷地区内の各庁舎においては、本省及び各機関並びに防衛装備庁が調整等のため、秘密文書及び指定前秘密文書（以下「秘密文書等」という。）を多数発出し、又は使用しているところである。このような秘密文書等については、高度の秘密保全措置が求められるところであり、不正な複写、書き写し、放置等の不適切な取扱いが行われないよ

う厳格に取り扱われなければならない。したがって、当面、市ヶ谷地区内の各庁舎においては、秘密文書等を取り扱っていることが周囲の者から明確にされるという観点から、全てのページを赤色調の用紙によって印刷するものとする。ただし、①極めて大量に秘密文書等を作成し、部隊等に配布する場合は、その表紙及び裏表紙のみを赤色用紙とすること、②配布先の所属から大量に秘密文書等を複製し、又は配布する予定があるとの連絡を受けた場合は、複写終了後直ちに返却し破棄することを条件として、複写用の原紙として白色用紙に印刷すること、③写真画像等赤色用紙に印刷することでは目的を達成できないような秘密文書等を印刷する場合は、異なる用紙に印刷することができる。

2 保全教育の充実強化

現在、市ヶ谷地区内の本省及び各機関並びに防衛装備庁における保全教育については、保全責任者以下に対するものに加え、管理者に対するものも充実していく必要がある。秘密の保全は、各級責任者の責任ある行動の下に成り立つものであり、当該趣旨にのっとり、市ヶ谷地区内の本省及び各機関並びに防衛装備庁にあっては、管理者に対する保全教育を早急に実施することとされたい。

3 秘密文書等管理状況の第3者による見回り検査の実施

現在、市ヶ谷地区内の本省及び各機関並びに防衛装備庁における秘密保全検査については、毎年2回以上実施されているところであるが、常日頃から本省及び各機関並びに防衛装備庁において秘密文書等が適切に取り扱われるようにするため、本省及び各機関並びに防衛装備庁の保全担当所属職員による随時の見回り検査を実施することとされたい。なお、当該随時の見回り検査によって、秘密保全上問題のある状況が見受けられた部署については、当該部署の職務上の上級者に対して改善のための指導徹底を要請するとともに、それでも改善がみられない場合には、当該職務上の上級者から人事当局に連絡することを要請することも視野に入れ、厳格に実施することとされたい。